報告第２５号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成１６年１１月２５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

地方税の取扱いのうち都市計画税については、現行（税率については、新市発足時までに決定する。）のとおりとする。

ただし、新市における都市計画事業の事業量に基づき、新市発足時から５年以内に見直しを行う。